

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	8-1	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	根拠条項	3-2	許認可等の内容	戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定	
法令の定め（許認可等要件）						
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第2項 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて都道府県知事が行う。						
受給要件 (法第3条第1項)						
・ 一定の日（基準日）において、戦傷病者等（法第2条）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情であったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。）であること。						
・ 同日において日本の国籍を有していた者であること。						
ただし、次のいずれかに該当する者には支給しない。						
(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）第4条第1項に規定する国債（基準日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）						
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、基準日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない者						